

# がん検診を 受けましょう ③

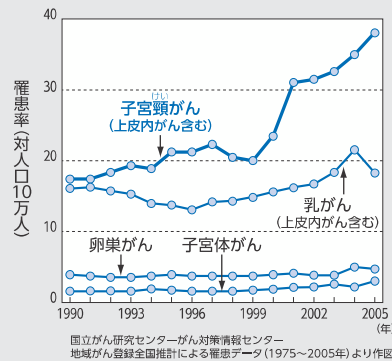
～8月から子宮頸がん検診・乳がん検診が始まります～  
7月中に、各地区の健康づくり推進員を経由して受診録などを配布しています。お申込みでない方でも受けることができますので、お問い合わせください。  
日程など、詳しくは4月にお配りした健康カレンダーをご覧ください。

## 子宮頸がん

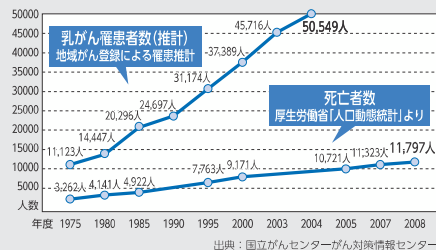
子宮頸がんは、20～30代の女性が発症するすべてのがんの中で第1位の病気で、若い女性の間で急増している病気です。

ヒトパピローウイルスによる感染が原因で引き起こされ、特別な人になるのではなく、女性なら誰でもかかる可能性があります。初期にはほとんど症状がない病気ですが、がんが進行すると、子宮摘出だけでなく、命にかかわることもあります。定期的な検診を受けることで、がんになる前の段階で診断することが可能です。早期がんのうちに発見して治療すればほとんど治癒が望めるがんですので、定期的に検診を受けて、早期発見することが大切です。

子宮頸がん罹患率の推移(日本の20～30代女性)



## 乳がん



日本人女性の乳がん罹患率は、今や18人に1人と年々増加傾向にあります。乳がんは30代から急増し、40～50歳代の女性に特に多くみられます。30代に入ったら、乳がんの危険年齢です。無症状のうちに検診を受診した人では、早期の乳がんが発見される可能性が高く、その段階で治療すれば、治療の経過も良好です。定期的な検診を受けて早期発見の機会を失わないようにしましょう。

また、母親や姉妹に乳がんの人がいれば、いっそう注意して検診を受けてください。

### 無料で受けられるチャンスを大切にしましょう

無料クーポン対象の方へは、7月中に関係書類を郵送しています。

- ・子宮頸がんクーポン対象者 21歳・26歳・31歳・36歳・41歳の方
- ・乳がんクーポン対象者 41歳・46歳・51歳・56歳・61歳の方

※個別検診用の受診録を送付していますが、集団検診を希望する場合は、集団検診用の関係書類が必要になりますので、ご連絡ください。

### おわびと訂正

7月11日発行の広報もとみや号外でお知らせした内容に誤りがありました。おわびして訂正します。

ふくしまの赤ちゃんの電話健康相談の電話番号  
【誤】 福島①024-537-0211  
【正】 福島①024-573-0211

### お問い合わせ先

保健課 健康増進係  
(えぼか内) ☎63-2780

# 国保年金

だより

KOKUHONENKINDAYORI

## 限度額適用認定証

70歳未満の方は、あらかじめ「限度額適用認定証」を病院の窓口で提示することで、入院時の窓口での支払いが限度額までとなり高額療養費申請の必要がなくなります。入院などで高額の受診をする際は、忘れずに交付申請をお願いいたします。

■申請窓口 市民課国保年金係または白沢総合支所市民福祉課(社会保険等に加入している方は、ご加入の健康保険で手続きしてください。)

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 ※2
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得 ※1	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 上位所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯となります。所得の申告をしていない方がいる世帯も上位所得としてみなされます。  
※2 過去12か月間に、1つの世帯で高額療養費の支払が4回以上あった場合の4回目以降の限度額  
【4回目以降も3回目までの限度額で請求となった場合】高額療養費の手続きが必要となります。  
※手続きに必要なもの 病院等の領収書、世帯主の通帳、認印

※国民健康保険税に未納がある場合、この制度を利用できないことがあります。

### 申請に必要なもの

- ・国民健康保険の保険証
- ・印鑑

### 限度額適用認定証の切り替え

「限度額適用認定証」は、毎年8月1日に切り替わります。

7月31日までに認定証の交付を受けていた方も、引き続き認定証が必要な場合は、あらかじめ申請が必要です。

なお、限度額は前年の所得に基づいて決定しますので、病院などへの支払額が、前年度と変更になる場合があります。

## 後期高齢者医療

### 被保険者証の更新について

後期高齢者医療制度の保険証は、7月31日有効期限が切れますので、8月1日からは、新しい保険証で受診してください。古い保険証は次の場所へお返しください。

- ・市役所市民課・中央公民館
- ・白沢総合支所市民福祉課

・白岩診療所

なお、保険証が届かなかったり記載内容に間違いがあった場合は係までお問い合わせください。

また、住民税非課税の方などに交付されている「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」も有効期限が7月31日までです。引き続き交付を受ける場合は、被保険者証と認印を持参の上、更新の手続きをしてください。

### 平成24年度保険料のお知らせ

平成24年度の保険料が確定しましたので、後期高齢者医療保険料賦課決定通知書・納入通知書を8月中に送付します。

すでに4月以降の年金から特別徴収(年金から天引き)が始まっている方にも通知書を送付しますので、ご確認ください。

なお、4月以降の年金から特別徴収となっている方は、保険料が確定したことに伴い、今後、年金から天引きされる保険料の額が調整されます。

### お問い合わせ先

市民課 国保年金係  
☎33-1111  
(内線125/127)



## 国民年金保険料の免除制度

国民年金には、経済的な理由などにより保険料を納めることが困難な場合、全額または一部免除の制度があります。

- 免除までの流れ 免除の申請をすると、申請者本人とその配偶者、世帯主の前年所得について年金事務所審査し、所得額によって免除の承認、もしくは却下の判定がされ、結果が通知されます。
- 免除の期間 免除の期間は、毎年7月分から翌年6月分です。現在は平成24年7月分から平成25年6月分までの申請ができます。結果が出るまで期間がかかりますので、早めに申請してください。
- 特例による免除の取り扱い 失業・倒産・事業の廃止や天災などにあわれた方は特例の取り扱いとなりますので、そのことを証明できる書類(失業であれば雇用

保険受給者資格証や雇用保険被保険者離職票等)を添えて市民課国保年金係で申請してください。

■一部免除の承認となった場合の注意事項 一部免除の承認となった場合、その期間の一部納付分を納付しないときは未納期間として取り扱われますのでご注意ください。また、申請が却下された場合も保険料を納めないときは未納期間となります。

■平成24年1月1日以降に本宮市に転入された方について 申請者、配偶者、世帯主が平成24年1月1日以後に本宮市に転入された方については、平成24年1月1日に住民登録されていた市区町村から平成24年度(平成23年分)所得証明書を取得し、免除申請書に添えて申請してください。

### お問い合わせ先

市民課 国保年金係 ☎33-1111(内線125~127)  
白沢総合支所 市民福祉課 ☎44-2114(直通)